

三重県薬剤師奨学金返還支援事業に関するQ & A

三重県医療保健部薬務課

<用語>

Q&A 中の用語については、三重県薬剤師奨学金返還支援事業実施要領で使用する用語のとおりです。

1 対象病院 向け

(1) 病院登録について

Q 1-0 1 毎年度、登録申請をする必要がありますか。

- 一度、対象病院の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。
ただし、登録事項の変更や登録を辞退される場合は、速やかに県に届出をお願いします。

Q 1-0 2 登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。

- 対象病院に登録した場合であっても、必ずしも毎年度募集を行う必要はありません。
対象者から問い合わせがあったときには、募集状況を伝えてください。

Q 1-0 3 法人所在地が県外にある場合でも、対象病院になることはできますか。

- 法人所在地が県外にある場合でも、県内で開設している病院であれば対象病院になることができます。

Q 1-0 4 助成対象者の就業後、対象病院が行わなければならないことはありますか。

- 助成対象者に対して、人材育成プログラムに基づく研修を実施いただくとともに、各研修項目に対する到達度の評価をお願いします。
また、助成対象者からの求めに応じて、必要な証明書等の作成をお願いします。
求められる書類：在職証明書、プログラムの実施状況がわかるもの（評価表の写しや実施状況報告書等）等

(2) 人材育成プログラムについて

Q 2-0 1 人材育成プログラムの内容に変更がある場合は事前に手続きを行う必要があるでしょうか。

- 人材育成プログラムの内容に変更がある場合については、変更内容を確認させていただく必要がありますので、事前に届出をお願いします。

Q 2-0 2 座学での研修は薬剤師会等が開催する研修会をもって補完することが可能でしょうか。

- 人材育成プログラム指針において、研修形式を実地又は座学としている研修項目については、外部研修等を実施することでも差し支えありません。

Q 2-0 3 指導を行う薬剤師は固定しなければならないでしょうか。

- 指導を行う薬剤師については、各病院の実情に応じて研修内容から個別に指定してください。

Q 2-0 4 自施設で薬剤師が実施していない業務について、連携病院等の他の病院等で研修することも可能でしょうか。

- 自施設で実施していない項目等については、連携病院等の他の病院で研修を実施いただくことでも差し支えありません。

Q 2-0 5 各研修項目の実施期間について、人材育成プログラム指針によると、例えば病棟業務の場合、2か月程度、勤務する週の半数以上の日数で実施することになっていますが、これは、週に1日、6か月程度実施する場合も対象となると考えてよいでしょうか。

- 対象と考えていただいて差し支えありません。

Q 2-0 6 任意研修項目については、1つ以上実施する必要があるのでしょうか。

- 任意研修項目については、実施を必須としているものではありません。自施設の状況に応じて、可能な範囲で実施してください。

(3) 助成候補者、対象者について

Q3-01 対象病院と対象外の病院（例：へき地の病院など）とで兼務させても良いでしょうか。

- 勤務形態等から総合的に判断しますので、事前にご相談ください。

Q3-02 助成対象者を県内の他病院に異動・出向とした場合、助成金は交付されますか。

- いずれの病院も対象病院として登録されており、病院間で連携して、人材育成プログラムの継続実施ができるのであれば、対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

Q3-03 助成対象者を県外の他病院に異動・出向とした場合、助成金は交付されますか。

- 県外への異動となった場合は、対象者への交付決定は取消しになります。また、対象病院での就業が3年に満たない場合は、支払い済みの助成金についても返還いただく必要があります。

Q3-04 助成対象者が災害派遣等で一時的に県外勤務となった場合、助成金は交付されますか。

- 一時的に県外勤務となるような場合でも、対象者への交付決定が取消しになる可能性がありますので、事前に詳細等を含めてご相談ください。

Q3-05 病院独自の奨学金返還支援制度等と併せて受けることができますか。

- 他の奨学金返還支援制度等において、併用に関する制限が無ければ併せて受けることも可能ですが、奨学金借入額を超える額の助成を受けることはできません。交付申請時に、他の支援制度等の助成額がわかる資料等を添付いただき、その額を差し引いた額での交付申請となります。

Q3-06 就職後、助成対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、休職した場合の取扱いはどうなりますか。

- 休職期間が長期にわたる場合、対象者への交付決定が取消しになる可能性がありますので、事前に詳細等を含めてご相談ください。